

萬之奈之說之不少也、亦不勝欣喜、頃日讀嚙々

ける權威の程も窺はれるでは無いか。

筆語、見余說亦編、而駭至如彼多那雲說、其杜撰孟浪可笑之甚、然余說出其中而並行也、可耻之甚矣、如今書、則取閱之、快然意致大異貽悔於筆語、於是讀嘆之、再讀聊加之評、雖然、非云我能評之、且記意見、以俟識者、再詳焉可

恐亦多龐謬云

政方謹承、野之口氏者方今之聞人也、如政方何敢企閨、今上人捨彼而取之、豈諺所謂食蓼之蟲任其所好之類乎、政方之榮亦大矣、且就鄙着下雌黃、辱賜高評、責以拜答、政方何幸而得此寵惠、事出意外、不知所爲、惟其神性心馳急於自謝、直註偏見、瀆覽請益、尙勿惜齒牙餘論幸甚。

上人もよく〳〵棚雲考には愛相をつかしたものと見える、而して、政方が義門師の褒詞を得て、非常に悦んでゐるところを見ると、師の斯學に於

袖濡廻日記と見合せたならば、此の書簡に就いてなほ云ふべき事もあるだらうと思ふが、急にこれを再讀する便宜も無いので、餘は他日に譲ることにする。

世に行はるゝ『於乎輕重義』の一一本及び その成稿の時

高 島 正

昨秋義門大德が贈位の光榮に浴せられしは、普天率濱知らざる者あらざるべけれど、その所以は新紙傳へず學者語らず、殆んど世に知られざるものゝ如し、固よりかくのごとき事は知悉し得べき限にもあらず、又山間に僻居の老措大豈その間の消息を知るといふの勇あらんや、されど予の考察

する所にては、

(一) 皇國語學上に不易の儀軌を定めて現行日本

義』に付いて、その一斑を概叙するに止めんと欲す。

(二) 文典の内容を完成せる功
佛教書_{眞宗}_{教典}に文典的解説を施す事を創めて
僧俗の兩者に文典と教典との知識を普及せし
めし功

(三) 護園一派の漢主的解説を排し國語は和主漢
客の見地に立脚すべき事を主張せし功

(四) 終生を皇國語學に献げて渾身の心血を研究
と宣傳とに灑盡せし功

等その重なる所因ならむと信ず、

(予が所見の詳細は不日公刊する小著「贈正東條
義門」に譲り省略す)。

大徳が低班に甘んじ貧地に安んじ、席暖かなる
遑だに無き宣傳の傍ら、分陰をも惜みて易簣の際
まで研究を持続されしは、幾多の文書これを證し
て餘りあるも、今はその不朽の名著『於乎輕重

この書の世に行はるゝもの二本あり、比較的廣く世に傳はれるものは大徳の所謂「遊艸_{カニヘン}_{メノ中書}」稿本にして、保科氏の『國語學小史』、長氏の『日本語學史』に解題せるものはこの稿本ならむ、今二本を比較するに先ち、この稿本の世に傳はりし經過を記さんに、上州高瀬の豪農小幡新井又太郎、天保九年上洛し、書肆菊治にて大徳の大著を見て敬慕措く能はず、菊治を介して遙かに正を乞ひ、時々贈遺を絶たざりしに對し、大徳はその好意に酬ゆべく同十年「眼病中不能出講恐素餐罪故之一時之口述」_{中の語}『大徳手間』『和語說略圖聞書』を青山如幻に寫させ送りしに、これを出版せん事と請ひ來りしかば、同十一年九月

(前略)類聚雅俗言カ又ハ於乎輕重義カヲ御藏板
御企テ被下度……輕重義ハ目ロクダケ先入御

一見候、但御一見後御ホグニ可被成下候云々
の手簡と共に目錄を送り、次いで翌年三月京都真
敬寺より

○於乎輕重義イヅレウツサセ可呈候へども、今
しばし及延引段御待可被下候
と申送りしも、謄寫せしむる暇なかりしか

この輕重義御一見被下、ひがことゞもことゞ
く御批評御呵責被成下候上、此方へ御出し不被
成に直に上州一宮在高瀬村新井又太郎守村と申
仁方へ乍御面倒一寸上包被成下御遣し可被下候
と附記して、在江の伴信友翁に轉送を托せり、こ
の轉送本こそ黒川春村手寫し且つこれに序し白井
寛蔵が頭注せしものにて、この本と他の一本との
關係は、五月守村に大徳より

(前略) 輕重月艸底のかげこれらは如何に……

御藏板ニナリトモ江戸書肆板ニナリトモ御引受
被下間敷候哉……引受人だにあれば、年來之

述作一時にも出し度、さるは命は誰も難定もの
なればになん云云

と勧め遣りしに對し、七月守村より

(前略) かの輕重義などハニと候はぬ珍書に御座
候へば一日もはやく板に仕人にも見せ度奉存候
と云云

申し越せし書狀に、九月浪華旅宿にて大徳の

(輕重義)
の側に入御覽候ノハ殘シ居候下書也、遊艸ら二
ヘンメノ中書岡本本郷イキザカ
スヒノ助ドノ評入ソレヲ以ノ
清書ガアレ也、又アレヲ以ノ清書ハコチラニ御
座候テ御覽ノ本トハ異同不少出版ノトキハコレ
ヲ以スベシ御覽ノハ君ギリ御ヤリ捨

と朱書しあるを以て了すことを得。

春村の手寫せしは蓋し安政五年にて、守村手簡
に

一於乎輕重義御寫被成下候越義門の魂天かけり
てさこそよろこひ候はめと奉存候、されど考の

別に相成候處も有之候間、此反故よ人には見す
なご申おこせて候へば、御寫本のはしにこのよ
し一言仰置被下度奉願上候、清書出來候本は大
阪の書林（後年守村より小田清雄に送りし手簡
友鏡底の影料巻首收載に據れば）河儀（河内屋
ならむ）にて上木せむと乞ひ候もの有之候に付遣し
候よしに御座候、義門死去後其書林も不仕合と
申す義に候へば清書本は何様相成候ひしにか、

妙玄寺はさる頃の類焼にて何モノ皆灰と相成
申候殘念至極に被存候十一月十一日付春村宛

一於乎輕重義御聞濟に相成候由奉大慶候、御奧
書御添可被成下候段被仰聞難有仕合に奉存候：
：仰の如く一本仕立置可申候、追而御寫しを御
拜借仕度可願出候間、其砌はしばし御借し可被
成下候十一月二十二日春村宛

とあるにて明かにて、春村の序が守村手簡に所謂
奥書なるものなることも亦明かなり。春村が一本
淨寫を守村に勧告せしは所由あり、大徳の所謂中

本は掛紙抹消書入或は横に倒に餘白を填めし處多
き純然たる稿本（其一部分は小著「東條義門」）にて、眞に
讀下に惱むものあり、それを淨寫せし春村の勞も
あるを以てなり、されど守村は大徳手寫の中本を
座右にし、遂に春村の淨寫本は復寫せざりしもの
ゝ如し。

守村手簡に灰となりしを憾みし清書本と認むべ
きものは、小濱妙玄寺（大徳）の現藏本、これを復寫
し若越二州の處々に存するものにて、これは嘉永
二年京都真敬寺湛靜、若州の法雲の助を得て竊に
書寫せしものに係り、春村淨寫の原本とは「異同
不少」（大徳）なり、湛靜が書寫せし前後の事情は資料
乏しく細述し難きも、嘉永二年は妙玄寺罹災大徳
の遺藏遺稿一空の前に屬し、真敬寺は大徳生前の
京洛宿坊にて、大徳の法嗣逢傳も上洛毎に往訪淹
留せしもの、如ければ逢傳携帶常持の物を倉皇謄

寫せしものなるべし、幸にこの復寫を獲て逢傳の再寫せしもの妙玄寺の現藏本なるや明けし。

大阪書林に渡せし清書本の行衛は知悉し難き

も、大徳は著述を上木するや板下を自らせし事

は無く、單に序跋等を親書附板し、本文はその

弟子青山茂春に一切托せしものなれば、青山の

淨寫本は即ち板下本と認め得る理由存じ、妙玄

寺本には青山に寫させ大徳自署せし事見ゆるのみならず、大徳の手簡には「清書ハコチラニ御

座候」とありて、書林に渡せし事は守村手簡に見ゆるのみなれば、或ひは守村の誤聞なりしかとも思はるゝと共に、書林に渡さで現存せしものを湛靜等の寫せしものかとも思はる、とにかくに妙玄寺本は最終淨寫の定本と認めて可なりと信す。

左に現存二本を對比して較察に資せむ。

【妙玄寺本】

(奥書) 義門師自筆ニテ

(全部大徳の自筆)

文政十年乙亥 乙亥四

月二十日起筆閏六

月五日脱稿

天保四年癸巳霜月上

旬令青山茂春書寫之

畢

(追加の奥に) 師自筆

ニ若狭小濱妙玄寺藏

書

嘉永二己酉歲春竊書

寫之

洛陽真敬寺湛靜

助筆、若州法雲

べきものあり)

【黒川春村淨寫の原本】

(全部大徳の自筆)

同上

同十二年己丑五月二

十日自寫終

(追加は眞の初稿に

て或ひは消し或ひは

字上に再書し或ひは

朱線黒條にて符合を

附し、或ひは細字にて挿入し傍書し横書し側書し傍書を更に消して改竄する等苦

心起草の跡歴々微す

(目次) (卷首にあり)

(本文とは別に一綴
あり)

(三三丁) 三ニハ一音ノ

地名ニ二字ヲ用ル定

例(の細註)……

ソモ／＼地名ハ短ク

一音ニ木ノ國トヤウ

ニイヒシモ長ク多音

多遅麻ナトカケリ

シヲモ二字ミナソロ

好キ字ニカクヤ

ヘテノコトヲ弘仁ノ

和銅六

○今書ノ始終云々

(本文異同の一例)

諸經釋云々(の下の
細註悉く追加の跡無
し)

卷初 諸經釋ナル對
譯ノ字ドモヲ檢シ(一
の次の細註入唐云々
第十葉ニ見エタリの
二行に止まり文に云
以下は追加し餘白に
細書しあり)

(異同の一例) ○字音
假名用格ニ三類ハ證
アリテおハ阿行をハ
和行の音トセルコト
○國郡等ノ字二字ニ
トノ制ハ弘仁式ニ既
ク見エタルコト

○字音かなつかひニ三
(かる)類ハ證アリテ
おハ阿行をハ和行の
音トセルコト並ニ今
書ノ始終コレヲ詳ニ
スルニ二十證アルコ
ト

和郷紀ザレト年五月ノ詔
名ノニルルシテヨリノ
抄字カ前ハシテノ
ニトトオソノ
ノモレホシナ
レ大タホシナ
ルカルシナ
ニタ國ク
異ハ郡續ラ

ソヲヒナナルゾ其ニ
レカフルゾソノ
ヲケレニソノ
イルノバソノ
ヘ一音必レ
ル例ノイヲ
ナ字デ引
リアドクテ
ツルモルト
音ナ

嘉名ト記サレタ
民部式ニハ諸國云々
ハ短ク一音ニヨブモ
長ク三音四音ナドナ
ルモ漢字ヲアツルヨ
ノ必二字ニナレル
ハ固ヨリ公ケノ御制
メニテ和銅ノコロニヨ
リヨウノ定レルニヨ
テコノコトヲ弘仁ノ
ソモ／＼地名

ラズ弘仁ノ民部式ニ
凡諸國部内郡里等并
用二字必取嘉名トア
ル取ノ字ハトレリト
ヨムベクオモハルレ
バモトフルキコトナ
ル其中ニ木ヲ紀伊ト
カクタグヒノ一例有
ルソレヲ今一證トト
ル也サテ式ハ延喜ヨ
リ古キ弘仁ノニアル
ナリ

(今この一例を比較
するもその文その證
共に如何に自筆本の
原稿にして妙玄寺本
の清書本なるかを知
り得るにあらずや)

前掲の對比に徴して、妙玄寺所藏が善本なる事
瞭かなると共に、この書の成稿が大徳の小傳に往
々記さるゝ如く文政十年に成りしものにあらざる
事と大徳の研究態度とを一言せざる可らず、大徳

の研究が寸時だに止まざりしは、公行の磯の洲崎

の冠註にてもこれを證するに餘あり、想ふに大徳
は行住坐臥自著を携へ、旅中駕籠室内的別無く常
に考覈し検討し繙閱し再思し、一案を得る毎に直
にこれを追書し或ひは改稿されしものにて、他人
の著述にすら讀過直に所感を記入されしものゝ如
し、この『於乎輕重義』の如きも、最初稿を了へし
は文政十年なりしかゞ、復再三考究の結果と岡本
保考の評とを纏め同十二年一旦自寫し終り、更に
例の研究的神氣より完膚殆ど無きばかりに改竄し
補訂し加筆せしもの春村本の原本となりし自筆稿
本にして、尙その稿本を層一層研究し整理せしを、
青山に淨寫せしめしもの即ち妙玄寺現藏本なるは
疑を容るゝの餘地無し、されば『於乎輕重義』の成
稿せしは起稿以來七年を経し天保四年霜月と定む
るを妥當なりと信すべく、この書の大徳自認の定
本も亦妙玄本と定むるを至當なりと信す。